

## 個人事業者の皆さんへお知らせ

### お知らせ(その1)

売上高が1,000万円を超えたたら  
速やかに「課税事業者の届出書」を提出  
してください。

平成15年分の売上高が1,000万円を  
超えている方は、平成18年3月末までに  
平成17年分の消費税の確定申告が必  
要です。この場合、平成17年分の売上高が  
1,000万円を超えていなくても、消費税の確定申告が必要となります。

### 「届出はお済みですか!」

「課税事業者の届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」などの必要な手続を行つ  
ていただきますようお願ひいたします。

### お知らせ(その2)

#### 「消費税の簡易課税制度」をご存じですか?

消費税の納付税額の計算方法には、「一般課税」と「簡易課税」の二つの計算方法  
があります。

### お知らせ(その3)

#### 「二つの計算方法」とは!?

#### 「一般課税」の方は…

一般課税により申告される方は、課税仕  
入れなどの事実を記載した帳簿と請求書  
などの両方を保存する必要があり、その帳  
簿などを基にして、仕入税額を控除するこ  
とができます。

#### 「簡易課税」の方は…

簡易課税により申告される方は、「みな  
し仕入率」が適用され、業種に応じた率の  
仕入税額を控除することができます。

### お知らせ(その4)

#### 「消費税の簡易課税制度」を選択するには?

簡易課税制度を選択される方は、その適  
用しようとする前年の12月末までに「消  
費税簡易課税制度選択届出書」を提出しな  
ければなりません。

なお、平成17年に新たに課税事業者  
となった方は、平成17年12月末まで  
に届出書を提出すれば、平成17年分から  
簡易課税制度が適用されます。

#### ～ご注意～

簡易課税制度が選択できる方は、前々年の  
課税売上高が5,000万円以下の方です。

なお、簡易課税制度を選択された方は2  
年以上継続した後でなければ、選択をやめ  
ることはできません(誤って簡易課税制度  
を選択された方は、平成17年12月末まで  
に税務署にご相談ください。)。

### お知らせ(その5)

消費税の確定申告や簡易課税制度につ  
いてお分かりにならない点は、国税庁ホ  
ームページをご覧いただくな、税務相談  
室または税務署までご相談ください。

【国税庁ホームページアドレス  
[http://www.nta.go.jp/】](http://www.nta.go.jp/)

税務相談室大垣分室(TEL0584-75-4103)  
大 垣 税 务 署(TEL0584-78-4101)

「納税は、安全・便利な振替納税を  
ご利用ください。」